健康保險制度

こうがくりょうようひせいと 高額療養費制度	でよういんなど しょう とういっつき いりょうひ しょとく 病院等で支払った同一月の医療費が、所得や カムカム
	年齢によって設定されている自己負担限度額
	を超えた場合に、その超えた額が支給されま
	す。
世 ん とがくてきょうにんていしょう 限度額適用認定証	あらかじめ限度額適用認定証を受けること
	で、病院等の窓口での支払いが高額療養費の
	自己負担限度額になります。
こうがくりょうようひかしつけせいと 高額療養費貸付制度	こうがくりょうようひ 高額療養費が支給されるまでの間、無利子で
	貸し付けを受けることができます。
こうがくかい こがっさんりょうようひ 高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の負担額の合算が一定の
	類を超えた場合に支給されます。
傷病手当金	病気やケガのために会社を休み、十分な報酬
	が受けられない場合に支給されます。
しゅっさんいく じいち じきん 出産育児一時金	被保険者または被扶養者が妊娠4か月(85日)
	以上の出産(早産、死産等も含む)をしたとき
	に支給されます。
しゅっさんてぁてきん 出産手当金	出産の日以前42日(多胎妊娠98日)から出産
	の日後56日までの間に、会社を休んで報酬が
	で出ない期間に支給されます。
世葬料(費)、葬祭費、家族埋葬料	で ぼけんしゃ で ふょうしゃ しぼう そうさい 被保険者や被扶養者が死亡したときに、葬祭
	た係る費用が支給されます。